

No.30

「固定資産の除却」

Q

Question

会社が所有している固定資産の中に、耐用年数が経過し、使用していないものがあります。これを除却処分した場合には損金になりますか？

Answer

A

固定資産を除却するときの帳簿価額から廃材などの売却見込み額を差し引いた金額が除却損として損金となります。除却されていない場合でも、一定の要件を満たせば除却損として損金の額に算入することができます（有姿除却）。除却処分する固定資産の帳簿価額が大きい場合には損金効果が期待できますので、決算時などには会社の固定資産を確認してみることが大切です。

SAMPLE

除却時の帳簿価額

廃材などの売却見込み額

【有姿除却（法人税基本通達7-7-2）】

- 使用を廃止し、今後通常の方法により事業に用いる可能性がないと認められる固定資産
- 特定の製品を生産するために専用されていた金型等で、その製品の生産を中止したことにより、将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

※上記のような固定資産については、たとえ廃棄されていないとしても、その資産の帳簿価額からその処分見込額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができる。